

一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会 個人情報の保護に関する方針

一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会（以下「当法人」という。）は、今日の高度情報通信社会において個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を正しく取り扱うことを当法人の基本理念として、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

1 法令等の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに関連する各種法令及び関係省庁のガイドラインを遵守します。

2 個人情報の取得

当法人は、個人情報について、適法かつ公正な手段によって取得します。

3 個人情報の利用目的

- ① 当法人は、取得した個人情報は、取得の際に示した利用目的及びそれと合理的な関連性のある範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当法人が取得または保有する個人情報の利用目的は、個別に通知し又は公表した場合を除き、次のとおりとします。

個人情報の種類	利用目的
当法人の会員及び準会員（以下「会員等」という。）並びにその担当者に関する個人情報	<ul style="list-style-type: none">・ 入会審査、会員資格の確認その他当法人の運営において必要となる会員の管理業務。・ 研修・イベントの案内、広報誌・報告書の送付その他当法人の事業に関する情報提供。・ アンケート調査の実施その他当法人の事業に関連する調査及び研究開発。・ 研修・イベント、広報誌・報告書、会員名簿等への掲載・配布（当法人が運営するインターネットサイトへの掲載を含む）。・ お問い合わせ、ご意見、ご要望等への対応。・ その他当法人の事業に関連する業務。
当法人が主催する研修の受講者に関する個人情報	<ul style="list-style-type: none">・ 配信事業者への登録、研修の提供及びこれらに関する受講者へのご連絡等。・ 研修の適切な運営、受講者のサポート、その他当法人の運営において必要となる受講者

	<p>の管理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の品質改善等に向けたアンケート調査の実施、新たな研修サービス等の企画開発、その他当法人が提供するサービスに関連する業務の実施。 ・研修・イベント、広報誌・報告書、受講者名簿等への掲載・配布（当法人が運営するインターネットサイトへの掲載を含む）。
当法人の役職員に関する個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人の役職員の雇用管理、福利厚生、教育研修その他の人事管理。

③ 当法人は、個人情報を特定の者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、共同利用の相手方及び業務委託先に対し、個人情報の適正な利用を実現するため、必要かつ適切な監督を行います。

4 利用目的の通知・公表

当法人は、個人情報の取得及び利用に際しては、法令に規定されている場合を除き、その利用目的を本人に通知し、又は公表します。

5 個人情報の第三者への提供

① 当法人が主催する研修の受講者に関する個人情報は、利用目的に関して必要な場合には、会員等及びその担当者に提供します。

② 当法人は、前号及び法令に規定されている場合を除き、個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者には提供しません。ただし、当法人の運営を円滑に行うことを目的とし、当法人の指示・監督のもと、当法人の社員から派遣された役職員が個人情報の取り扱いを行う場合があります。

6 個人情報の外部委託

当法人は、研修の実施に際して、その業務の一部を配信事業者等に外部委託する場合があります。この場合には、利用目的の達成に必要な範囲内で取得した個人情報の取扱いを委託します。

7 個人情報の管理

① 当法人は、個人情報の正確性及び最新性を保ち、安全に管理するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん、不正なアクセスの防止等個人情報を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

② 当法人は、業務執行理事のうち1名を個人情報保護管理責任者と定め、個人情報の適正な管理を実施します。

8 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当法人は、本人から個人情報について開示・訂正・利用停止・消去等の要求があった場合には、法令に従い速やかに対応します。

9 個人情報保護の実施

当法人は、研修・教育を通じて当法人内に周知徹底させて実行し、継続的に改善することによって、常に最良の状態を維持します。

10 個人情報に関する問い合わせ・苦情窓口

個人情報に関する問い合わせ、苦情等は、下記のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

〒108-0073

東京都港区三田 2-14-5-1009

一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会

inquiry@jfgi.jp

11 改廃

① この方針は、民法第548条の4の規定により変更することがあります。この場合、変更を行う旨及び変更後のこの方針の内容並びにその効力発生時期は当法人のウェブサイトへの掲載等によって周知します。

② 前項による変更その他のこの方針の変更は理事会の決議を経て行います。

2019年4月18日制定

一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会

2020年3月25日改訂